

【研究ノート】

## 国連女性差別撤廃委員会 第 77・78・79 会期における審議状況

秋月 弘子

### はじめに

本稿では、2020 年 10 月 26 日から 11 月 5 日、2021 年 2 月 15 日から 25 日および 3 月 4 日、ならびに、6 月 21 日から 7 月 1 日に、オンライン会合により行われた女性差別撤廃委員会（以下、委員会）第 77 会期、第 78 会期、および第 79 会期における審議状況について報告する<sup>1)</sup>。

2021 年 9 月 30 日現在、女性差別撤廃条約（以下、条約）の締約国は 189 カ国、選択議定書の締約国は 114 カ国である。

## I 2020 年委員選挙およびオンライン会合

### 1 2020 年委員選挙

2020 年は、2020 年末に任期を迎える 11 人の委員の改選の年であった。11 人のうち、2 人（ウェンヤン・ソン委員〔中国〕およびグナール・バルビー委員〔ノルウェー〕）が委員を辞し、9 人が再選を目指した。立候補したのは、アジアから 6 人、アフリカから 8 人、中南米から 3 人、東欧から 2 人、西欧・その他から 3 人の合計 22 人であった（そのうちアジアの 1 人、アフリカの 2 人が辞退）。

選挙は当初、委員会第76会期中の6月28日にニューヨークでの締約国会議において投票が行われる予定であったが<sup>2)</sup>、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより6月の締約国会議は延期され、11月9日にオンラインで投票が行われた。なぜ委員会の会期中に選挙を行うことになったのかは明らかではないが、単なる日程調整ミスであるとするれば、今後締約国政府および事務局は、現役の委員が不利益を被らないよう、委員会の会期と投票を行う締約国会議とが重ならないよう日程調整を行うべきであろう。

選挙の結果、アジアから4人（ジー・シャー〔中国、新人〕、ナーラ・ハイダー〔レバノン〕、バンダナ・ラナ〔ネパール〕、ロザリオ・マナーロ〔フィリピン〕）、アフリカから1人（ヒラリー・グベデマ〔ガーナ〕）、中南米から2人（レティシア・ボニファズ＝アルフォンゾ〔メキシコ、新人〕、マリオン・ベセル〔バハマ〕）、東欧から1人（ダリア・レイナルテ〔リトアニア〕）、西欧・その他から3人（ナターシャ・ストット＝デスポジャ〔オーストラリア、新人〕、コリーン・デットマイヤー＝ヴェルミューレン〔オランダ、新人〕、ニコール・アメリーヌ〔フランス〕）の11人が当選した。現役の委員も2人（エスタ・エゴバミアン〔ナイジェリア〕、アイシャ・ヴェルゲス〔モーリタニア〕）が落選する厳しい選挙であった<sup>3)</sup>。

新たな委員会の構成は、アジア6人（委員の比率26.1%、締約国数の比率27%）、アフリカ5人（委員の比率21.7%、締約国数の比率27.5%）、中南米4人（委員の比率17.3%、締約国数の比率17.6%）、東欧4人（委員の比率17.3%、締約国数の比率12.2%）、西欧・その他4人（委員の比率17.3%、締約国数の比率14.8%）となった<sup>4)</sup>。ほぼ地理的な配慮がなされていると考えられるが、アフリカの委員比率が少なく、東欧の委員の比率が多いので、欲を言えば、東欧の委員1人分がアフリカの委員になっても良かったと思われる。

委員の職業を分類すると、法律を専門とする者が8人、元公務員（国連職員、政治家、公務員）が7人、ジェンダー問題の専門家（NGO職員等）が8人と、大きく3つのグループに分けられる。人権条約機関の多くがほぼ法

律の専門家で占められているのに比べ、女性差別撤廃委員会では、個人通報の審査等の準司法的な役割も担っているにもかかわらず法律の専門家の比率が低いので、法律の専門家が半分くらいになることが理想的である。

また、男女比については、女性差別撤廃委員会では、23人の委員のうち男性が1人しかおらず、女性の比率が96%、男性の比率が4%である。他の人権条約機関の女性比率の平均値は36.78%であり<sup>5)</sup>、女性比率を高めることが求められている一方で、女性差別撤廃委員会は、男性比率を高めることが強く求められる。

## 2 オンライン会合

コロナ感染症のパンデミックにより、2020年6月の第76会期以降、委員会の会合はすべてオンラインで行われた。

国連の政策に基づき<sup>6)</sup>、委員会のオンライン会合は、1日に3時間のみ行われる。これは、世界中から委員が会合に参加するため、時差を考慮してのことである。また、会合は通常英仏西の3ヵ国語で行われ同時通訳<sup>7)</sup>が付くが、ジュネーブの国連欧州本部（パレ・デ・ナシオン）では、ソーシャル・ディスタンスを保つことができる同時通訳者用ブースを有する会議室が2つしかなく、このうちの1つしか人権条約機関の会合には使えないことになっている。したがって、通常同時期に開かれている女性差別撤廃委員会と自由権規約委員会の会合を開くためには、通訳者を2つの委員会で共有することになる<sup>8)</sup>。さらに、労働条件上、通訳者には2つの委員会の間に90分の休憩時間を設けなければいけないので、1日3時間の会合のうち同時通訳者が通訳を行うことができるのは2時間のみとなり、残る1時間は同時通訳なしで英語のみで会合を行っている<sup>9)</sup>。

オンライン・プラットフォームは、第77および第78会期には、同時通訳が付く2時間はInterprify<sup>10)</sup>が使用され、通訳のない1時間はWebExが使用された。また、NGOとの非公式会合はZoomが使用された。Interprifyは全盲の委員にとって使い勝手が悪いので、委員会は当初から全盲の委員にも使

しやすい Zoom の使用を求めていたが、国連はセキュリティー上の問題から Zoom の使用は認めていなかった。同時通訳が付く 2 時間に Zoom を使用することが認められるようになったのは、第 79 会期からである。

当初はオンライン・プラットフォームを切り替えるだけでも手間取っていたが、回を重ねるたびに委員も、事務局も、国連の会議サービス・チームも操作に慣れ、また、事務局が毎日、時間ごとのオンライン・プラットフォームの URL を明記した日程表を送付してくれたため、オンライン会合もスムーズに行われるようになっていった。

しかし、後述のように、第 78 会期にはデンマークの報告書審査をオンラインで行ったものの、インターネット環境の問題、委員間の時差の問題や同時通訳の問題等もあり、とくにインターネット環境が脆弱な締約国とは十分な対話が行えないことを考慮し、第 79 会期にはオンラインでの報告書審査は行わず延期することとし、また、オンラインセッションは 2 週間に制限することを決定した（決定 79/6）。

## II 締約国の国家報告書審査

委員会は、第 76 会期（2020 年 7 月）に予定されていたバーレーン、デンマーク、ドミニカ共和国、ガボン、キルギスタン、モルディブ、モンゴル、パナマの 8 カ国の国家報告書審査を、オンライン会合のため延期していた。第 77 会期もオンライン会合のため、予定されていたアゼルバイジャン、エクアドル、ニカラグア、セネガル、南アフリカ、スウェーデン、ウルグアイ、イエメンの 8 カ国の国家報告書審査を延期した。

第 78 会期では、コロナ感染症パンデミックの影響が男性よりも女性に大きな負の影響を与えていること、ステイホームの中で家庭内暴力などの女性に対する暴力が増大していること、これ以上審査を延期している場合ではないという市民社会組織からの強い要望があったことなどから、人権条約機関の中で初めて、国家報告書の定期審査をオンラインで行うこととなった。

オンライン会合では、1日3時間、週4日、2週間で合計12時間しか時間がないので、試験的に1カ国のみを審査することになった。2020年11月27日、オンライン審査の対象国は、①オンライン審査が可能にしっかりとインターネット環境がある国、②Interprifyを用いた場合同時通訳が聞こえなくなったりするため、同時通訳を必要としない英語を話す代表団であること、の2つの理由から、デンマークまたはスウェーデンが候補として挙げられた。その後、2020年12月12日にデンマークが自発的にオンライン審査への参加を意思表示したため、同国を審査（2021年2月22日から24日）することとなった。

デンマークが自発的にオンライン審査に協力してくれたため、同国からの依頼は最大限受け入れることとなった。具体的には、①デンマークが迅速に質問に答えられるよう2021年1月30日までに質問をデンマークに送付すること<sup>11)</sup>、②ソーシャル・ディスタンスを確保するためには、デンマークの代表団が一堂に会することはできないため、担当する省庁ごとに質問に答えられるよう、条約の条項順ではなく、担当省庁ごとに対話を行うこと<sup>12)</sup>（2021年2月15日決定）、③デンマーク本土に加え、自治政府であるグリーンランドおよびフェローアイランドとの対話も行うが、それは最終日にまとめて行うこと、④対話後の総括所見の準備に一定の時間がかかるため、総括所見の採択は第78会期終了の一週間後（2021年3月4日）に行うこととなった。

人権条約機関として初めて締約国の定期審査をオンラインで行うということで、通常の審査とは異なり相当な配慮を行い、約2か月も前から入念な準備を行ったため、デンマークのオンライン審査は無事に終了した。オンラインでも締約国の審査を行えるということが明らかになったという意味では、成功裏に終わったと言える。しかし、対面での審査に比べて時間もかかり、また、インターネット環境の問題からオンライン審査中に発言できない委員もいたりして対話も十分とは言えなかったため、委員会内ではオンラインでの審査は行わないほうが良いという意見が強くなった。

そして第79会期には、オンラインでの報告書審査は行わず、延期することを決定した。

国家報告書審査が行われない分、フォローアップ報告書の評価を通常の8カ国から12カ国に増やし、第78会期には、ブルキナファソ、コスタリア、キプロス、アイルランド、サウジアラビア、ラオス、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、北マケドニア、パレスチナ国、タイのフォローアップ報告書の評価が、第79会期には、アンゴラ、オーストラリア、バハマ、コロンビア、マレーシア、マーシャル諸島、モーリシャス、ネパール、ニジェール、スリナム、タジキスタン、トルクメニスタンのフォローアップ報告書の評価が行われた。

2021年3月25日現在、10ある人権条約機関のうち7つがオンラインで締約国審査を行っている。しかし、人権条約機関合計で376カ国の審査が保留状態であり、この数は2020年10月より倍増している<sup>13)</sup>。女性差別撤廃委員会も、2021年9月1日現在、59カ国の審査が保留となっている。

このように積み残されている締約国の報告書審査をどのように迅速に処理していくのが問題である。委員会は第79会期に、未処理の報告書審査を迅速に行う方法として、複数の作業部会に分かれて審査する方法（チェンバー方式）ではなく、1カ国の審査時間を短縮して審査する方法を選択した。しかし、具体的にどのように時間を短縮して審査を行えるのか、詳細を詰めていく必要がある。

### Ⅲ 一般勧告の策定・準備状況

第73会期以降、人身取引作業部会は人身取引に関する一般勧告<sup>14)</sup>の準備作業を続けてきたが第77会期中の2020年11月4日、一般勧告第38号「グローバルな移動の文脈における女性および少女の人身取引」<sup>15)</sup>を採択した。

本一般勧告は、条約第6条（あらゆる形態の女性および少女の売買、および、売春からの搾取の禁止）に基づき、人身取引の根本原因を明らかにし、

人身取引の被害者の支援および保護や、被害者の司法アクセスについて言及し、締約国に対し人身取引の根本原因を取り除き、被害者の権利を保護し、加害者を処罰し、ジェンダー視点に基づく司法手続きを行い、人身取引のデータを収集すること、などを勧告している。

本一般勧告は、市民社会からおおむね良好な評価を得ているが、他方で、人身取引の被害者は売春だけでなく強制労働を強いられている人も多いという批判や、売春を職業としている人々からは、職業としての売春を行う権利を否定している、売春の顧客を処罰すると仕事として成り立たなくなる等の批判があることも事実である。しかし、本一般勧告は、自らの意思で売春を行う人を対象としているのではなく、人身取引の結果、「売春からの搾取 (exploitation from prostitution)」をされている人を対象としている。今後、本一般勧告の理解と研究が深まり、一人でも多くの人身取引の被害者が救われることを期待する。

本一般勧告が採択されたことにより、委員会は次の一般勧告の準備に取り掛かることになった。次の一般勧告第 39 号は、「先住民女性および少女 (indigenous women and girls)」の権利に関する一般勧告であり、第 78 会期より議論が始まった。第 79 会期中の 2021 年 6 月 24 日、委員会は、締約国、関連国際機構、市民社会組織とともに、先住民女性および少女の権利に関する一般討論を行った。また、同一般勧告を起草、採択するための内部作業計画および暫定的日程を決定した。

## IV 個人通報および調査手続

### 1 個人通報の審査

1999 年に採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書（以下、議定書）の第 2 条に基づき、「締約国の管轄の下にある個人又は集団であって、条約に定めるいずれかの権利の侵害の被害者であると主張する者又はそれらの者のために行動する者」は、委員会に権利侵

害の通報を行うことができる。

第77会期には、2件の通報について審議し、No.133/2018（対キルギスタン、女性四人の権利侵害）、No.143/2019（対北マケドニア、ロマ女性の医療アクセスの権利侵害、反対意見一人）のいずれも権利侵害ありと認定した。

第78会期にも2件の個人通報について審議し、そのうち、No.120/2017（対スペイン、女性の人身取引）は権利侵害なしと判断し、No.130/2018（対リビア、女性人権擁護者に対するジェンダーに基づく差別）を権利侵害ありと認定した。後者は、中東及び北アフリカ地域の国に対する初めての個人通報事例であり、かつ、人権擁護者の権利侵害を認定した初めての事例でもあり注目された<sup>16)</sup>。

第79会期には、3件の個人通報について審議し、そのうち、No.125/2018（対ジョージア、家庭内暴力）を受理不能と判断し、No.131/2018（対ベラルーシ、年金給付の決定における差別の申し立て）を権利侵害なしと判断した。また、No.156/2020（対スイス、モロッコへの強制送還）は、通報者に在留許可が与えられたため、個人通報手続きを終了した。

また、委員会は、手続規則の規則67を改正し、通報の遅延を正当化する理由がない限り、通報は、国内的救済が尽くされた時から5年以内に、または、他の国際的調査もしくは解決手続の終了から3年以内に、行われなければならないと決定した。ただし、経過措置として、この改正の適用は2年間停止される（決定79/5）。

2021年6月17日現在、172件の通報があり、そのうち59件は審査未了である<sup>17)</sup>。また、19件の権利侵害ありと認定された事例について、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、フィンランド、キルギスタン、リビア、メキシコ、北マケドニア（3件）、モルドバ（2件）、ロシア（4件）、スロバキア、スペイン、タンザニア、東ティモールの13か国との対話が続けられている<sup>18)</sup>。

## 2 調査手続

議定書では、女性の生命や身体的・精神的安全にかかわる重大な (grave) 権利侵害、または、制度や政策により組織的な (systematic) 権利侵害があった場合には、委員会が当該締約国を訪問して調査を行うこともできる<sup>19)</sup>。これまでのところ、メキシコ (フェミサイド)、フィリピン (避妊薬の不承認)、カナダ (先住民族のフェミサイド)、イギリス (北アイルランドにおける中絶禁止)、キルギスタン (略奪婚)、マリ (少女の性器切除 [FGM]) の 6 カ国について調査が行われ、委員会の報告書が公開されていた<sup>20)</sup>。

第 77 会期には、調査申請 No.2020/1 について、調査手続を開始するか否かについて委員会内のコンセンサスが得られなかったため、投票を行い、賛成 12 人、反対 7 人で調査手続開始のための予備評価を行うことを決定した<sup>21)</sup>。

第 78 会期には、調査手続き番号 2016 / 1、2014 / 3、および、2014/2 について、各関係締約国に対し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、書面情報の分析と、後の関係締約国への訪問調査とを組み合わせ、ハイブリッド形式での調査を行うことを提案することとした。

第 79 会期には、調査番号 2011/4 (マリ、FGM) について、調査報告書に応じて講じられた措置について通知するよう締約国に要請することを決定した。また、調査番号 2020/1 について、関係締約国によって提出された所見の予備評価を行った結果、「重大なまたは組織的な」権利侵害には当たらないとして、調査手続を開始しないことを決定した。

調査制度については、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、締約国の領域内に調査に入ることが困難となっている。そのため、調査方法も、現地の国連機関や市民社会組織からの書面による情報の分析の比重が高まっており、どのようにして現地の実情を正確に把握するかが課題となる。また、現地調査に入れるようになったとしても、国連の予算不足により、1年に1カ国しか訪問できないことになっている。「重大な又は組織的な侵害」である

からこそ、迅速な調査が行われることが求められる。

## V その他の決定

第77会期に採択された主な決定は、以下の通りである。

(1) 拘束されたすべての女性人権擁護者の釈放要請。「2020年11月29日の国際女性人権擁護者デーの、女性差別撤廃委員会による、サウジの女性権利活動家ルジャイン・アル＝ハスルールを含む、すべての拘束された女性人権擁護者の釈放要請」と題する声明<sup>22)</sup>を採択した(決定77/2)。

(2) 新委員の第78(オンライン)会期での宣誓。新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどの例外的な状況において第78会期がオンラインで開催される場合、新たに選出された委員は開会時に宣誓を読み上げ、署名付の宣誓書を委員会の第78会期のウェブサイト公開することを決定した(決定77/3)。

第78会期に採択された主な決定は、以下の通りである。

(1) 2030年までに男女平等を達成するための国家行動計画の策定要請。2021年3月8日の国際女性デーに委員会と列国議会同盟(IPU)が共同で発出する「2030年までに男女共同参画を達成するための国内行動計画の策定要請」を採択した(決定78/1)。

(2) 「腐敗と人権」に関する共同声明。委員会と、子どもの権利委員会、社会権規約委員会、および、自由権規約委員会が共同で発出する「腐敗と人権」に関する共同声明を承認した(決定78/2)。

(3) フォローアップ報告者、および、副報告者の任命。2021年1月1日から2022年12月31日までの2年間、フォローアップ報告者としてルーザ・シャラル委員(アルジェリア)を、副報告者としてナターシャ・ストット＝デスポジャ委員(オーストラリア)を任命した(決定78/7)。

(4) 報復(reprisals)に関する報告者および副報告者の任命。報復に関する報告者としてダリア・レイナルテ委員(リトアニア)を、副報告者としてレティシア・ボニファズ＝アルフォンゾ委員(メキシコ)を任命した(決定

78/8)。

第 79 会期に採択された主な決定は、以下の通りである。

- (1) 紛争関連のレイプから生まれた子どもおよびその母親に関する共同声明。紛争関連のレイプの予防、および、紛争関連のレイプから生まれた子どもとその母親の保護、支援に関する子どもの権利委員会との共同声明を採択した（決定 79/1）。
- (2) トルコのイスタンブール条約からの脱退に関する声明。「トルコのイスタンブール条約からの脱退：女性差別撤廃条約に定められた女性の人権保護の後退」<sup>23)</sup> というタイトルの声明を採択した（決定 79/2）。
- (3) 報復に関するガイドライン。委員会に協力している個人および組織に対する報復および脅迫に対処するためのガイドライン<sup>24)</sup> を採択した（決定 79/3）。
- (4) オンラインセッション、および、オンライン対話の制限。委員会は、オンラインセッションは 2 週間に制限することを決定し、また、非常に例外的な場合を除いて、オンラインでは締約国の報告書を審査しないことも決定した（決定 79/6）。
- (5) 第 80 会期の会期延長。2021 年 10 月から 11 月に予定されている第 80 会期が対面で開催される場合、国家報告書の未処理分に対処する目的で、同会期を 4 週間に延長することを決定した（決定 79/8）。

## VI 今後の課題

### 1 国家報告書の積み残し問題

先述のように、2020 年 6 月の第 76 会期以降、委員会の本会議がオンラインで行われてきたため、デンマークを除き、締約国の国家報告書の審査が延期されてきた。すでに 59 ヶ国の報告書が積み残されているが、今後、それらの報告書審査をどのように迅速に処理していくかが問題である。委員会は、第 79 会期に、2021 年 10 月の第 80 会期には、予定されていた 1 週間の

第82会期前作業部会を取り消し、その分、本会議を1週間延長し、通常8カ国の審査を12カ国に増やして行うこととした(決定79/8)。しかし、わずか4カ国の審査を増やしたとしても、59カ国の積み残しを十分には処理しきれない。筆者は、委員会内の作業方法作業部会の議長として、この問題を第79会期に作業部会内で議論したが、複数の作業部会に分かれてより多くの報告書審査を行うという方法(チェンバー方式)には異論が多く、結局、1カ国の審査時間を減らすことによってより多くの報告書審査を行う、という意見にまとまった。しかし、具体的にどのように時間を短縮して審査を行えるのか、詳細を詰めなければならない。例えば、現在1日5時間を使って1カ国の審査を行っているところ、1日に2カ国の審査を行うとした場合、午前、午後、各2時間半で1カ国の審査を行わなければならないとすれば、16条ある条約の実質条項の中でもかなり焦点を絞った審査を行わなければならない。そのためには、現在の国別タスク・フォースの人員や担当条項の分担方法、質問を投げかける審査から実質的な議論を行う審査へと対話方法を変更する等、さまざまな点について検討し、変更を行わなければならない。第80会期の作業方法作業部会では、より深い議論を行う必要がある。

## 2 人権条約機関間の作業方法の整合化

従来から議論されていた人権条約機関間の作業方法の整合化問題(2020 Review)は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックへの対応と、オンライン会合への対応とともに、人権条約機関の議長会合を中心に、さまざまなレベルでの意見交換が行われてきた。議長会合の下の作業部会の提案にはいくつもの提案が述べられているが<sup>25)</sup>、その中でも予測可能な審査日程(predictable review cycle)に関して、報告書は4年ごとに提出してもらい、(報告書の提出の有無にかかわらず)審査は5年ごとに行う、という方針には強い反対は見られない。今後は、女性差別撤廃委員会もこの方針で予測可能な審査日程を計画していく可能性は十分にあるだろう。

### 3 委員会声明の発出の是非

委員会は、「その他の決定」として、さまざまな委員会の声明を発出している。

最近では、トルコの「女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（イスタンブール条約）」脱退問題（2021年3月20日付大統領令で脱退表明）に関して、「トルコのイスタンブール条約からの脱退：女性差別撤廃条約に定められた女性の人権保護の後退」と題する声明（決定 79/2）<sup>26)</sup> を、トルコの脱退が効力を発生する7月1日に発出した。

イスタンブール条約は、地域的人権条約とはいえ、女性差別撤廃条約の姉妹条約ともいわれることもあるように、女性に対する暴力を扱う重要な条約であり、同条約が採択された地の国（トルコ）が脱退するという衝撃的な問題であったため、委員会が声明を発することについては当然のように受け入れられていた。しかし、委員会議長をはじめ、「女性に対する暴力、その原因および結果に関する特別報告者」、「女性および少女に対する差別に関する作業部会」などの国連および地域的機関の人権専門家による声明<sup>27)</sup> がすでに3月23日に発出されたため、委員会としての声明を発出する意味や時期について検討が続けられ、結局、意味ある声明発出とするために、トルコの脱退が効力を発生する7月1日に発出することになった。

また、2021年8月15日にアフガニスタンの反政府勢力タリバーンが政権を奪還した際にも、女性および少女の権利が脅かされるとして委員会としての声明<sup>28)</sup> 発出の提案がなされた。この際にも、多くの委員が賛同の意を表明し、声明の文案が検討された。しかし同時に、声明を発出する、または、発出しないという判断基準は何なのか、声明を発出した場合に現地の国連職員、人権擁護者が危険にさらされないように配慮する必要性があることなどが指摘され、タリバーンを過剰に刺激しないように外交的な表現にしなければならぬことも指摘された。

このように、委員会として声明を発出することについての委員会内の合意があったとしても、声明発出の判断基準、声明の内容、発出時期、声明の効

果および影響など、慎重に検討すべき課題が残されている。林陽子前委員も、委員会活動の無駄の1つの例として委員会声明を出すことに時間を取られていることを指摘されており、声明の内容について委員会内のコンセンサスがなかなか見いだせないため、「あってもなくてもいいものしかできない」<sup>29)</sup>と述べられている。

#### 4 委員会の言語問題

新たに委員となったシャー委員（中国）が英語を話さないので、中国政府から中国語の同時通訳を付けるように事務局に依頼があり、2021年1月11日、執行部が中国語を例外的な第4言語として通訳を付けるという提案を行った。これが、委員会の同時通訳の言語選択というパンドラの箱を開けてしまった。

人権条約機関では、国連総会決議68/268に基づき、国連の公用語であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の中から最大3か国語の同時通訳をつけることができる。ただし、例外的に、「委員の間のコミュニケーションを促進するために必要な場合」には、委員会の決定に基づき、第4の言語の通訳をつけることが可能である<sup>30)</sup>。

委員会の手続き規則24では、単にアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の6言語が委員会の公用語であると規定しているだけであり、同時通訳を付ける3言語は規定されていない。委員会では、通常、英語、フランス語、スペイン語の3か国語の同時通訳が付けられており、2015年および2017年には、アラビア語を例外的な第4言語とし、第4言語は委員会の委員の構成に照らして2年ごとに見直すと決定していた<sup>31)</sup>。

中国語を例外的な第4言語にするという執行部の提案に対し、委員からアラビア語を話す委員が4人、ロシア語を話す委員が4人いることが指摘され、これらの言語、およびフランス語とスペイン語の扱いについて議論が噴出した<sup>32)</sup>。

結局、シャー委員が真に通訳を必要としていることから、暫定的に第78

会期には第 4 言語として中国語の通訳をつけることとし、第 78 会期および第 79 会期の本会議で議論を行ったが、委員会の中でコンセンサスが得られないため、未だにいかなる正式な決定もなされていない。第 80 会期にも同様な議論が続くものと思われる。

同時通訳の言語選択の問題は、単に各言語を話す委員の数の問題ではなく、「委員の間のコミュニケーションを促進するために必要」であるか否かの問題である。アラビア語またはロシア語を話す委員は、いずれも英語またはフランス語を十分に話せる人たちなので、通訳を付ける必要性は低い。「公平性」の名のもとに、あまり建設的ではない問題について長々と議論するのではなく、より実質的な問題について議論する時間を確保するべきであろう。

なお、オンライン会合では、通訳の付く 2 時間の会合の他に、1 時間の通訳なしの時間がある。この時間帯にシャー委員が私的な通訳を複数人連れて会合に参加したため、この点も問題となった。非公開の会合においては、委員および事務局職員のほか、国連の通訳者以外のいかなる人も参加することはできない。シャー委員の理解を得て通訳に退出するよう依頼したが、オンライン会合なので同じ部屋に通訳がいても分からないし<sup>33)</sup>、通訳がいなければシャー委員は実質的に話し合いに参加できない。オンライン会合であるか対面の会合であるかに関わらず、他の委員と十分にコミュニケーションができる英語能力が委員には求められる。

## おわりに

今後は、積み残された締約国の国家報告書の審査を迅速に行うことが必要であるが、それはつまり、各委員が担当する締約国の国家報告書数も増えることを意味する。オンライン会合により、会期間の作業も増えているのに加え、審査する国が増えることにより、会期前の準備作業も増え、委員の負担はますます多くなっている。また、もし審査時間を減らして審査するのであ

れば、当該締約国の優先的な問題を特定し、より焦点を絞った問題提起および実質的な対話が必要とされる。さらに準備の負担は大きくなるだろう。

今後の個人的な研究課題としては、①イスラム教国を中心とした締約国の留保の問題、②条約と国内法の関係、とくに EU 法や地域人権条約も規律を及ぼす欧州諸国の状況、③SDGs の視点を含めた条約条項の履行状況の評価、④IMF などの国際金融機関等による経済政策、または、金融活動作業部会 (FATF) 等のテロ資金対策などが女性に与える負の影響の問題、などが挙げられる。

なお、2020年3月の第77会期前作業部会で採択された日本に対する報告前質問票 (LOIPR) への日本の回答書は2021年9月16日に提出されたが、日本の審査の時期については、2021年9月末現在、未定である。

(2021年9月30日脱稿)

## 註

- 1) 女性差別撤廃条約および女性差別撤廃委員会については、拙稿「女性差別撤廃委員会第72会期における審議状況」亜細亜大学国際関係研究所『国際関係紀要』第29巻第1号、(2019年9月)、89-106頁を参照。なお本稿は、拙著「国連女性差別撤廃委員会第77・78・79会期報告」国際女性の地位協会『国際女性』第35号、(2021年12月)に加筆・修正したものである。また本稿は、筆者個人の見解に基づくものである。
- 2) 通常、投票当日は立候補した委員もニューヨークに行き、選挙活動を行うところ、投票が委員会の会期中に行われるということで、現役の委員は投票日にはニューヨークに行けないことが明らかになった。この点について、通常、現役の委員が選挙では強いので、現役の委員が選挙活動に來られないように意図的に委員会の会期中に投票日を設定したのではないかという憶測が飛び交っていた。
- 3) United Nations, Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), "21st Meeting of States parties (New York, 9 November 2020): Election of eleven members of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women to replace those whose terms are due to expire on 31 December 2020", <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/Elections2020.aspx>.
- 4) International Women's Rights Action Watch (IWRAP) Asia Pacific, "CEDAW

Committee Elections Update” February 2021, <https://www.iwraw-ap.org/wp-content/uploads/2021/02/CEDAW-Committee-Elections-Update-Feb-2021.pdf>.

- 5) 同上。
- 6) 国連人権高等弁務官より各国国連代表部（在ジュネーブおよび在ニューヨーク）常駐代表への 2021 年 3 月 25 日付書簡。
- 7) 2021 年 1 月より、例外的な第 4 言語として中国語も同時通訳が付くようになった。同時通訳の言語問題については後述。
- 8) オンライン会合は、2 週間ずつ開かれたが、時差の問題に関して同時期に開催されている女性差別撤廃委員会と自由権規約委員会との公平性を保つため、1 週間ずつ会合の時間を入れ替えている。たとえば、2021 年 2 月の第 78 会期では、女性差別撤廃委員会は、第 1 週（2 月 15 日から 19 日）には日本時間の 23 時から午前 2 時（ジュネーブ時間の 15 時から 18 時）に会合が行われ、第 2 週（2 月 22 日から 25 日）には日本時間の 20 時半から 23 時半（ジュネーブ時間の 12 時半から 15 時半）に会合が行われ、自由権規約委員会では第 1 週と第 2 週の会合の時間がその逆となっていた。
- 9) 委員会の公開の会合は UN Web TV (<https://media.un.org/en/webtv>) を通して英西仏の 3 か国語で同時配信されているが、1 時間は同時通訳が付かないので、公開の会合ではなく非公開の会合となる。
- 10) 第 78 会期の前には、KUDO という新しいシステムが導入される予定だったが、直前に不具合が見つかり、急遽 Interprify が使用されることになった。
- 11) デンマーク政府に対して 65、グリーンランド政府に対して 15、フェローアイランド政府に対して 11、合計 91 のテーマに関する質問が事前にデンマークに送られた。
- 12) デンマークの代表団は、15 の省庁から 46 人が審査に参加していた。
- 13) 国連人権高等弁務官、前掲書簡。
- 14) 委員会は、条約第 21 条に基づき「締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告（general recommendations、以下、一般勧告）を行う。一般勧告は、条約の特定の条項または問題に関する締約国の法的義務の内容に関する委員会の解釈を示すものである。これまでに 38 の一般勧告が採択されている。
- 15) 一般勧告は、UN OHCHR, General recommendations, <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/Recommendations.aspx> から入手可能である。
- 16) OHCHR, “Libya violated human rights defender’s rights by failing to investigate and prosecute her arbitrary detention and torture, UN women’s rights committee finds”, 7 April 2021, <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=26973&LangID=E>.
- 17) 人権高等弁務官事務所のデータベースでは、多少古い情報ではあるが、2020

年1月28日現在、40カ国に対して155件の通報が行われ、そのうち、59件が受理不能、32件が違反あり（ジェンダーに基づく暴力17件、健康5件、雇用・社会保障5件、市民的・政治的権利5件）、5件が違反なし、13件が終了、46件が保留（pending）となっている。

UN Office for High Commissioner for Human Rights, “STATUS OF COMMUNICATIONS REGISTERED BY CEDAW UNDER THE OPTIONAL PROTOCOL, information as of 28 January 2020”.

- 18) 権利侵害ありと認定された事例について関係締約国が委員会の勧告に従わない場合、通常は、3年程度の対話を続け、それでも改善がなされない場合には対話を終了することになる。これらの19件のうち14件はまだ3年未満の対話が続いている事例であり、3年を超えた5件については、国内裁判をやり直しているなどの理由から対話が続いているものが3件ある。残る2件は、委員会の受理可能性に関する判断に異を唱えている事例（国内的救済未完の主張）と、権利侵害ありとする委員会の判断は受け入れるものの、賠償金支払いを勧告する委員会の権限についての異論を唱えている事例である。
- 19) 議定書第8条。
- 20) 調査報告書は、以下のサイトの Access to inquiry reports から入手可能である。  
<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/InquiryProcedure.aspx>.
- 21) 問題となったのは、年金に関する差別問題である。オンライン会合のため、投票は賛否を口頭で表明する方式（roll-call vote）が用いられた。賛成はアコスタ＝ヴァルガス委員、ベセル委員、グベデマ委員、レイナルテ委員、ナダライア委員、ナライン委員、パラエス＝ナルパレス委員、ラナ委員、レドック委員、ソン委員、ツイシェヴァ委員、秋月の12人、反対は、アメリース委員、バルビー委員、シャラール委員、ガバー委員、マナロ委員、トエ＝ブダ委員、ヴェルゲス委員の7人であった。議事手続規則32に従い、棄権した（または投票時にオンラインに参加していなかった）委員（アル＝ラマー委員、ハイダー委員、サファロフ委員、エゴバミアン委員）は投票しなかったものとみなされた。本件に反対した委員は元公務員が多い点が興味深い。
- 22) <https://bit.ly/36q8N6N>.
- 23) OHCHR, “UN women’s rights committee urges Turkey to reconsider withdrawal from Istanbul Convention as decision takes effect”, <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=27242&LangID=E>.
- 24) CEDAW, “Guidelines to address allegations of reprisals and acts of intimidation against individuals and organizations cooperating with the Committee”, dated 23 June 2021. この文書は、<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/Reprisal.aspx> から入手可能である。
- 25) その中の一つが、積み残された報告書の迅速な審査のためのチェンバー方式

- 提案であるが、女性差別撤廃委員会では、チェンバー方式には異論が多い。
- 26) CEDAW, “Turkey’s withdrawal from the Istanbul Convention: A retrogressive step back in the protection of women’s human rights enshrined in the CEDAW Convention”.
  - 27) OHCHR, “Turkey: Withdrawal from Istanbul Convention is a pushback against women’s rights, say human rights experts”, <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=26936>.
  - 28) OHCHR, “Afghanistan: UN committees urge Taliban to honour their promises to protect women and girls”, <https://www.ohchr.org/SP/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=27414&LangID=E>.
  - 29) 国際女性の地位協会「【特別企画】 林陽子さんへのインタビュー－女性差別撤廃委員会委員としての 11 年間の活動を振り返って－（聞き手：川真田嘉壽子）」国際女性の地位協会『国際女性』No.33、2019 年 12 月。
  - 30) UN Document, A/RES/68/268 “Strengthening and enhancing the effective functioning of the human rights treaty body system”, dated 21 April 2014, para. 30.
  - 31) CEWAD Decision 59/5 and Decision 67/9.
  - 32) 国連の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 か国語であることは良く知られているが、これは会議の公用語であり、事務局の使用言語（working language）は英語およびフランス語の 2 か国語だけである。したがって、英語、フランス語については、委員の人数に関わりなく通訳をつけることには反対意見はない。しかし、スペイン語については、スペイン語を話す委員が 3 人しかいないので（フィリピンの委員を含めると 4 人）、スペイン語よりはアラビア語またはロシア語が必要ではないかという意見もある。
  - 33) 非公開会合で議論された内容が、「私的な通訳」（とされる人）を通して、締約国政府に筒抜けになることが危惧される。